

東京教育専門学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、幼児教育に従事する優秀な幼稚園教諭及び保育士を養成することを目的とする。

(学校の名称)

第2条 本校は、東京教育専門学校と称する。

(学校の所在地)

第3条 本校の所在地は、
東京都豊島区目白2丁目38番4号（目白本館）
とする。

(部科の組織)

第4条 本校に次の専門課程および科をおく。
教員養成専門課程
幼稚園教諭・保育士養成科（第1部）
幼稚園教諭養成科（第2部）（当分の間募集中止）
2 幼稚園教諭・保育士養成科は昼間に授業を行ない、幼稚園教諭および保育士の資格を取得させる課程とする。

(修業年限)

第5条 修業年限は2年とする。

(在学期間)

第6条 在学期間は、3年をこえることができない。

(学 年)

第7条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第8条 学期は、次の2期に分ける。
前期 4月1日から9月30日まで
後期 10月1日から翌年3月31日まで
とする。
2 校長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず時期を変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (2) 日曜日
 - (3) 創立記念日 10月15日
 - (4) 夏季休業 8月1日から 9月24日まで
 - (5) 期間休業 9月25日から 9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月25日から 1月7日まで
 - (7) 春季休業 3月25日から 3月31日まで
- 2 校長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業又は実習を行い、若しくは臨時に休業日を設けることができる。

第2章 教育課程、履修方法及び卒業等

(教育課程)

第10条 本校の教育課程は、幼稚園教諭・保育士養成科にあつては別表1のとおりとする。

(履修方法)

- 第11条 学生は本校の課程を修了する為には、本校に2年以上在学し、教育課程表に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。
- 2 幼稚園教諭2種免許状取得の所要資格を得ようとするものは、教育職員免許法に定めるところにより、所定の単位を修得しなければならない。
 - 3 保育士資格を得ようとするものは、児童福祉法施行規則の規定により、厚生労働大臣の定める修業教科目および単位を修得しなければならない。

(授業日数)

第12条 1年間の授業日数は、35週にわたり210日以上を原則とする。

(単位の計算方法)

- 第13条 第11条第2項および第3項に規定する授業科目に対する単位数は1単位の履修時間を教室内及び教室外での授業やその準備のための学習を含めて、45時間とし、次の基準により計算する。
- (1) 講義及び演習の授業については、15時間または30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験・実習及び実技の授業については、30時間または45時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

- 第14条 1つの授業科目を履修したのに対しては学力試験の成績、平素の学習状況、出席状況を総合評価して当該授業科目について単位を与えるものとする。
- 2 評点はA, B, C, Dをもって表わし、A, B, Cを合格とする。

- 3 病気その他やむを得ないと認められた事由により試験を受けることが出来なかった者が、所定の手続に従って願い出たときは、教員会の議を経て追試験を行うことがある。

(課程修了の認定)

第15条 課程修了の認定は第11条に規定するところにより、所定の単位を修得した者について教員会の議を経て行なう。

(既修得単位の認定)

第16条 本校は教育上有益と認めるときは、学生が入学前または在学中に大学、短期大学、又は専修学校専門課程において履修した授業科目について修得した単位を、本校で開講している一般的・基礎的科目及びその単位と同等なものに限り、本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の適用に関しての必要な細則は別に定める。

(卒業)

第17条 校長は、第15条の規定により、幼稚園教諭・保育士養成科（第1部）において、課程修了の認定を受けた者に対して卒業証書を授与し、専門士（教育・社会福祉専門課程）の称号を付与する。

第3章 収容定員、職員組織及び教員会

(収容定員)

第18条 学生定員は次のとおりとする。

幼稚園教諭・保育士養成科 入学定員150名 総定員300名

(職員組織)

第19条 本校に次の職員をおく。

- (1) 校長 1名
- (2) 副校長 1名以上
- (3) 専任講師 法令に定める人数
- (4) 兼任講師 若干名
- (5) 学校医 1名
- (6) 事務職員 若干名

- 2 職員の所掌事務等については別に定める。

(教員会)

第20条 校長・専任講師・兼任講師をもって教員会を組織する。

- 2 教員会は校長が議長となり、次の事由について協議する。

- (1) 学生の教育・補導に関する事項
- (2) 学術の研究並びに向上に関する事項

- (3) 教育上必要な施設・設備に関する事項
- (4) 学習の評価及び学生の進退に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

第4章 入学・退学・転学・休学

(入学の時期)

第21条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第22条 入学を願い出ることが出来るものは、次の各号の1に該当するものでなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育をした者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めて文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者、又は、大学入学資格検定規定により、文部科学大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者

(入学志願の手続)

第23条 入学を願い出るものは、所定の入学願書に前条各号の1に該当することを証明する書類及びその成績証明書・証明用写真並びに入学検定料を添えて、所定の期日までに提出しなければその資格を失う。

(入学の許可)

第24条 入学は、入学を願い出た者につき、学力・人物及び身体について選考の上許可する。

(入学の手続)

第25条 入学を許可された者は、所定の期日までに所定の入学手続をしなければならない。

(退学)

第26条 退学しようとするものは、その理由を記して、保証人連署の上校長に願い出なければならない。

(転学)

第27条 本校の学生で他の学校に転学をしようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

- 第28条 他の学校の学生が本校に転学しようとする場合は、その者の転入学以前の学校が幼稚園教員養成機関及び保育士養成機関でなければならない。
- 2 転入学に関する規定は別に定める。

(休学)

- 第29条 病気その他の理由によって1カ月以上修学することができない者は、病気の場合は医師の診断書、その他の理由の場合はその理由を具して、保証人連署の上、校長に休学を願い出なければならない。
- 2 休学の期間は、1年をこえることができない。

(復学)

- 第30条 休学の期間中に休学の理由がなくなったときは、校長の許可を受けて復学することが出来る。

(除籍)

- 第31条 学生が次の号の1に該当する場合、校長はこれを除籍することがある。
- (1) 心身の支障により成業の見込みのない者
- (2) 正当な理由がなく、所定の納期を3カ月以上経過し、督促を受けてもなお授業料を滞納している者

第5章 授業料・入学金その他の費用徴収

(授業料等の金額)

- 第32条 授業料等は次の通りとし、金額等は別表2の通りとする。
- (1) 入学検定料
- (2) 入学金
- (3) 授業料
- (4) 施設・維持費
- (5) 実習・研修費

(授業料等の納入)

- 第33条 前条に規定する授業料等は、それぞれ別に定める期日までに納入しなければならない。
- 2 入学金を納入しない者については、入学の許可を取り消す。

(授業料等の返還)

- 第34条 一度納めた授業料は、原則として返還しない。

(休学期間中の授業料)

- 第35条 休学の期間中は授業料を徴収しない。

(退学等の場合の授業料の徴収)

第36条 退学又は転学しようとする者については、退学又は転学しようとする日の属する期の授業料は徴収する。

第6章 賞罰

(表彰)

第37条 学生が表彰に値する行為を行い、他の模範とするに足ると認めるときは、教員会にはかって校長が表彰することがある。

(懲戒)

第38条 校長は教育上必要があると認めるときは、学生に対して懲戒を加えることができる。

2 前項の懲戒の種類は、訓告・停学及び退学の処分とする。

3 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第7章 科目等履修生及び聴講

(科目等履修生)

第39条 本校学則第22条に定める入学資格をもっている者で、本校において開設されている授業科目の履修を希望する者がいるときは、本校の教育に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生には本校学則第13条及び第14条の規定を準用して単位を与えるものとする。

3 科目等履修生に関して必要な細則は、別に定める。

(聴講)

第40条 本校の教育に支障のないかぎり、聴講を許可することができる。

2 その他聴講に関することは別に細則を定める。

第8章 健康診断

(健康診断)

第41条 本校在学者に対し毎年1回健康診断を行う。

第9章 公開講座

(公開講座)

第42条 本校に幼児教育に関する公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する施行細則は別に定める。

附 則 (平成 2年 3月29日改正)

この改正は平成2年4月1日から施行する。

[平成元年度、教育職員免許法等及び教育職員免許施行細則規則等の一部を改正する省令の施行に伴う改正である。]

附 則 (平成 3年 4月 1日改正)

この改正は平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成 4年 4月 1日改正)

この改正は平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成 6年 2月22日改正)

この改正は平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成 9年 1月30日改正)

この改正は平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年10月20日改正)

この改正は平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年11月 2日改正)

この改正は平成12年4月1日から施行する。

[平成11年度、教育職員免許法及び教育職員免許施行細則規則等の一部を改正する省令の施行に伴う改正である。]

附 則 (平成13年 9月22日改正)

この改正は平成14年4月1日から施行する。

[平成13年度、児童福祉法施行規則の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法等の公布に伴う主な改正である。]

附 則 (平成18年 4月 1日改正)

この改正は平成18年4月1日から施行する。

[平成15年度、児童福祉法施行規則の改正に伴う主な改正である。]

附 則 (平成19年 4月 1日改正)

この改正は平成19年4月1日から施行する。

[第10条別表1教育課程表の変更に伴う改正である。]

附 則 (平成22年 4月 1日改正)

この改正は平成22年4月1日から施行する。

[平成20年度、教育職員免許法施行規則の一部改正する省令(平成20年文部科学省令第34号)の施行に伴う改正である。]

附 則 (平成23年 4月 1日改正)

この改正は平成23年4月1日から施行する。

[平成22年度、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修法の一部を改正する件（平成22年厚生労働省告示第278号）の施行に伴う改正である。]

附 則 （平成24年 4月 1日改正）[教育課程表の変更]

この改正は平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成26年 4月 1日改正）

この改正は平成26年4月1日から施行する。

[授業料の変更] [教育課程表の変更]

附 則 （平成28年 5月 1日改正）

この改訂は平成28年5月1日から施行する。

[学校の所在地の変更] [一部表現の変更]